第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ヨ」を「第十九条第一項第六号ト」に改める。

第二十三条第一項第一号チ中「第二十条第一項第一号チ」を「第二十条第一項第一号ヘ」に改め、同号に次のように加える。

リ　特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者

ヌ　不動産特定共同事業を営む者

第二十三条第二項中「同項第一号イ」を「同項第一号ヌに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局の所掌に属するものを、同号イ」に、「及びチ」を「、チ及びリ」に改める。

附則第三条第一項中「同項第三十六号」を「同項第三十八号」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

附則第七条第一項中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に、「同条第三号」を「同項第六号」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年七月七日から施行する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

2　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中「前条第一項第六号カ」を「前条第一項第六号ヘ」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十三号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ルの規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

五十　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条若しくは第二十一条に規定する罪（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第二十二条第一項に規定する罪

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五十　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

附　則

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百六十　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）

附　則

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄